

沼 都 開 第 9 7 号
令和 7 年 6 月 10 日

公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部
本部長 疋田 貞明 様

沼津市長 頼重 秀一
(都市計画部開発指導課)

「市街化調整区域における開発行為等の審査基準」の一部改正について

向夏の侯、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から沼津市政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、市街化調整区域における開発行為については、「市街化調整区域における開発行為等の審査基準」に基づき運用しておりますが、今回、国土交通省の開発許可制度運用指針の改正への対応及び地域経済活性化のため、当該基準の一部を下記のとおり改正いたします。

つきましては、改正内容について、貴団体内にてご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 改正の概要

別紙「『市街化調整区域における開発行為等の審査基準』の一部改正の概要」のとおり

2 施行期日

令和 7 年 7 月 1 日

3 添付資料

(1) 都市計画法第34条第 1 号～第13号関係

ア <新旧対照表>市街化調整区域における開発行為等の審査基準（都市計画法第34条第 1 号～第13号編）

イ 市街化調整区域における開発行為等の審査基準（都市計画法第34条第 1 号～第13号編）

(2) 都市計画法第34条第14号関係

ア <新旧対照表>市街化調整区域における開発行為等の審査基準（都市計画法第34条第14号編）

イ 市街化調整区域における開発行為等の審査基準（都市計画法第34条第14号編）

4 その他

改正後の審査基準については、令和 7 年 7 月 1 日より市ホームページにて公開いたします。

〒410-8601 沼津市御幸町16番 1 号
沼津市役所 都市計画部
開発指導課 開発指導係
電話：055-934-4761